

2013年12月5日

東京都議会自由民主党 様
都議会公明党 様
日本共産党東京都議会議員団 様
都議会民主党 様
都議会みんなの党 様
日本維新の会東京都議団 様

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟	谷茂岡正子
主婦連合会	河村真紀子
東京都地域消費者団体連絡会	内藤 裕子
新日本婦人の会東京都本部	根本かおる
東京都生活協同組合連合会	竹内 誠
葛飾区消費者団体連合会	黒崎 照子
多摩のくらしを考えるコンシューマーズネットワーク	五十嵐ちづ子
事務局長	矢野 洋子

公共料金の改定に伴う条例の一部改正に対する要望

拝啓、

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月から消費税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、公共料金である運賃の改定に伴う条例の一部改正が本議会にて審議されます。

敬具

記

1. 公共料金等は物価及び都民生活に大きな影響を及ぼします。都議会での運賃の改定に伴う条例の一部改正の審議にあたりましては、厳正で、丁寧な審議をよろしくお願いいたします。
2. 消費税率を 5%から 8%に引き上げることによる公共料金等の改定に当たっては、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合は、105 分の 108 を乗じた料金の設定、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われていることを確認してください。

3. 料金改定を行う事業者に、過大な営業利益および利益剰余金が生じていないこと、及び業績推移の見通しが適正であることを確認してください。

4. 事業者に、過大な営業利益および利益剰余金が生じていたり、業績推移の見通しが適正でない場合は、消費税率の転嫁を避け、料金は据え置くべきですし、経営状況如何によっては、料金引き下げの検討もなされるべきです。

< 3. 4. に関する補足説明 >

消費税率引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定においては、「物価問題に関する関係閣僚会議」が開催され、同改定に係る省令の改正が11月29日に了承されました。

それに先立ち消費者委員会公共料金専門調査会では、消費者委員会への「消費税率引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案に関する意見」提出にあたって、別紙資料を参考に協議しました。

すなわち、郵便料金においては、平成9年4月1日からの消費税5%への引き上げ時には、消費税率引き上げ分を経営努力により吸収し、郵便料金を据え置きました。このことは、消費税率引き上げ分は単純に転嫁されるべきではなく、3. で提起している「過大な営業利益および利益剰余金が生じていないこと、及び業績推移の見通しが適正であること」を確認したうえで転嫁について決定することが重要となります。

< 参考資料 >

1. 物価担当官会議申し合わせ「消費税率引き上げに伴う公共料金等の改定について」

(H25. 8. 1)

< 参考 > 「公共料金改定手続きの基本的な流れ」

2. 消費者委員会公共料金等専門調査会

「消費税率の引き上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案に関する公共料金等専門調査会意見について」(H25. 11. 18)

3. 消費者委員会公共料金等専門調査会 資料4

① 「消費税率の引き上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定等について」

(総務省 H25. 11. 14)

② 「主な郵便料金の推移」 (同)

<参考資料 1>

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日
物価担当官会議申合せ

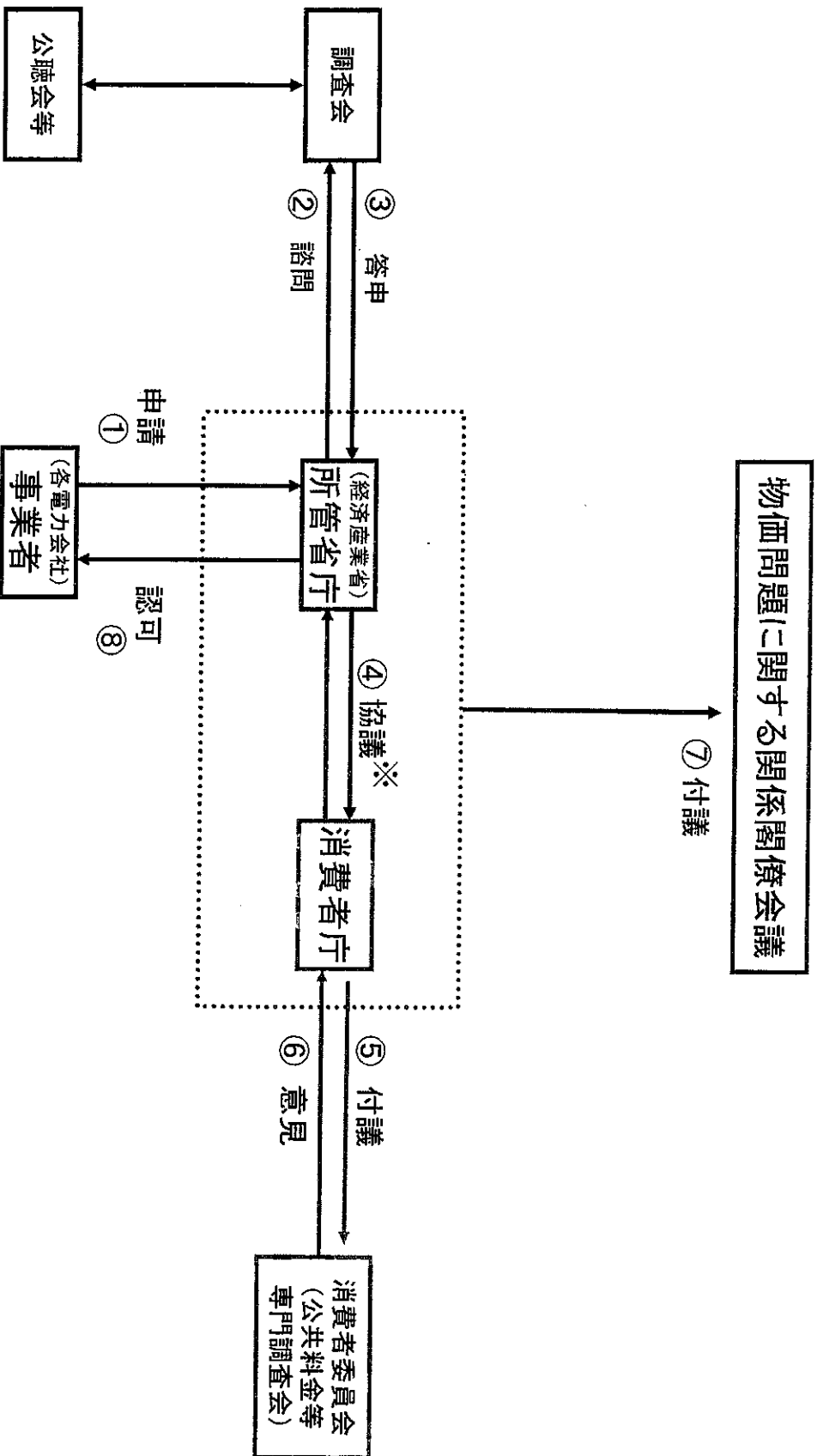
平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)引上げに伴う公共料金等の改定については、今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

＜参考資料 1 参考＞ 公共料金改定手続きの基本的な流れ（電気料金の改定の例）



※ 消費者の意見を聴取するとともに外部有識者の専門的な知見を活用して、経済産業省の料金査定の方針に対する検証ポイントを策定。検証ポイントに基づき、経済産業省と協議を実施。

<参考資料 2>

消費税の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案に関する 公共料金等専門調査会意見について

平成 25 年 11 月 18 日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税を 5%から8%に引き上げることに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案について検討した。改定案の内容は以下の通り。

- 郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令により、郵便法施行規則(平成十五年総務省令第五号)第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改め、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第二十七号)第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める
- 同省令を平成二十六年四月一日から施行する

平成 25 年 11 月 14 日に総務省へのヒアリングを行い、調査審議するとともに、11 月 18 日に引き続き検討した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下のとおりである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。

2. 理由

○消費税を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に着しい問題が認められない場合には、105 分の 108 を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○本案件について、当専門調査会に総務省より提出された資料のみでは日本郵便株式会社に対過大な営業利益及び利益剰余金が生じていないこと及び業績推移の

見通しが適切なことを確認することができなかったが、資料に記載された日本郵便株式会社業績推移(過去5年)及び見直し調査審議の過程における総務省からの口頭回答により、日本郵便株式会社に過大な営業利益及び利益剰余金が生じていないこと及び業績推移の見通しが適正であることが確認されたため、1. の結論とするものである。

3. 留意事項

○なお、郵便料金に係る物価問題に関する関係閣僚会議への付議は、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物(封書)等の上限料金に係る本総務省令の改正のみを対象としており、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金そのものは届出制となっているため、付議の対象ではない。これらの郵便物の料金は、郵便法第六十七条第二項第一号により、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を懐い、かつ、適正な利潤を含むものである必要がある。当専門調査会は、本総務省令の改正にあたり考慮される適正な原価の水準については、総務省における調査審議において適正であるとの判断があつたとの報告を受けた。

一方、郵便法第七十一条により、総務大臣は同法を施行するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。総務大臣は、日本郵便株式会社から料金変更の届出を受けた場合、今回の調査審議で総務省から回答された、過大な営業利益及び利益剰余金が生じていないこと及び業績推移の見通しが適正であること等を、改めて日本郵便株式会社に十分確認し、これらが確認できない場合には、郵便法第七十一条により郵便に関する料金の変更を命ずる措置を行うべきである。

以上

消費者委員会 第7回公共料金等専門調査会 (平成25年1月14日)
資料4 消費税率の引上げに伴う定形郵便物の上限料金の改定等について より

消費税率の引上げに伴う定形郵便物の上限料金の改定等について

【概要】

平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、定形郵便物(25グラム以下のものに限る。)及び料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書郵便物の料金の上限について、郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正し、82円に改定するもの。

【検討経過】

10月1日 政府として、消費税率を平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認
10月5日 上限料金を改定する省令案意見募集(パブリックコメント)手続
11月5日 コメント)手続
11月12日 情報通信行政・郵政行政審議会答申

【資料目次】

- 1 省令案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 省令案・新旧対照条文・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 情報通信行政・郵政行政審議会(郵政行政分科会)委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

平成25年11月14日
総務省

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

(1) 平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対応することが政府方針とされており(平成25年8月1日物価担当官会議申合せ、同年8月6日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告)、郵便料金においてもこれを踏まえた対応が必要となる。

(2) また、今回の消費税率引上げによる日本郵便株式会社の郵便料金に係る税負担増加額は約380億円と見込まれる。これは、同社全体の営業利益(25年度通期見通し220億円)を超える規模であり、郵便料金に消費税率引上げ分を適正に転嫁することにより対応する必要がある。

(3) 郵便料金の改定手続は、第一種郵便物(封書)・第二種郵便物(葉書)は届出制、第三種郵便物(定期刊行物)・第四種郵便物(通信教育等)は認可制とされているが、第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物については、郵便法施行規則で定める上限料金(現行80円)を超えてはならないこととされている。このため、郵便料金全体に消費税率引上げ分を円滑かつ適正に転嫁できるよう、郵便法施行規則で定める上限料金を改正する等所要の措置を講ずる必要がある。

2 改正の概要

(1) 郵便法施行規則の改正

第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物の上限料金の額は、軽量の信書の送達の役割が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は「80円」と規定されている(第23条)。当該上限料金の額について、今後の消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう、「82円」に改正する。

<80円(現行)×108/105(消費税率引上げ分)=82円(1円未満四捨五入)>

(2) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書郵便役務のうち25グラム以下の信書郵便物の上限料金の額について、軽量の信書の送達の役割が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の上限料金の額と同額の「80円」と規定されている(第23条)ことから、上記の定形郵便物の上限料金の額の改正にあわせて、「82円」に改正する。

3 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成26年4月1日)から施行する。

主な郵便料金の推移

	第一種(封書)		第二種	備考
	定形			
	～25g	～50g	通常葉書	
昭和56. 1. 20～	60円	70円	30円	
昭和56. 4. 1～	↓	↓	40円	
平成元. 4. 1～	62円	72円	41円	消費税3%導入
平成6. 1. 24～	80円	90円	50円	
平成9. 4. 1～	↓※	↓※	↓※	消費税5%に引上げ

※平成9年4月1日からの消費税5%への引上げ時は、消費税引上げ分を経営努力により吸収し、郵便料金を据え置いた(当時は郵便事業は国営)。